

令和7年度青森県狩猟免許取得促進事業費補助金Q & A

番号	項目	項
問1	狩猟免許取得促進事業費補助金とはどのようなものか。	1
問2	具体的な補助対象（メニュー）や補助金額は？	1
問3	居住地の市町村からも補助金の交付を受ける場合、県の補助金は交付されるのか。	1
問4	補助対象者の要件は？	1
問5	中古の猟銃（散弾銃）も対象となるのか。	2
問6	狩猟免許の有効期限が切れており、再度取得する場合も対象となるのか。	2
問7	一度廃銃した人が改めて銃の所持・購入する場合は対象となるのか。	2
問8	申請期間や申請方法は？	2
問9	申請時に添付する書類は？	3
問10	狩猟者団体の会員となることを確約しないと補助は受けられないのか。	3
問11	転勤や就職等で短期間しか有害鳥獣捕獲に従事できない可能性があるが、補助金の交付は受けられるのか。	3

問 1 狩猟免許取得促進事業費補助金とはどのようなものか。

答 1 ツキノワグマやニホンジカ、イノシシ等の野生鳥獣による農作物被害が増加傾向にあり、人身被害の懸念も高まっている一方、狩猟者の高齢化等に伴い、有害鳥獣捕獲従事者が不足しています。

2 このため、有害鳥獣捕獲従事を増やす取組として、①狩猟免許試験事前講習会受講料、②猟銃等取扱講習会（初心者講習）受講料、③猟銃等取得経費について補助金を交付するものです。

問 2 具体的な補助対象（メニュー）や補助金額は？

答 1 ①狩猟免許試験事前講習会については、その受講料（定額：8,520円）以内の額を補助します。

2 ②猟銃等取扱講習会（初心者講習）については、その受講料（定額：6,900円）以内の額を補助します。

3 ③猟銃等取得経費の補助対象は、銃砲店で購入した猟銃（散弾銃）、ガンロッカー、洗い矢、銃カバー、銃ケース、猟銃用スリングで、補助対象経費の購入額から消費税を抜いた額の1/2と10万円を比較して、いずれか低い額以内の額を補助します。

問 3 居住地の市町村からも補助金の交付を受ける場合、県の補助金は交付されるのか。

答 お住まいの市町村からも当該補助金を受領される場合は、市町村等補助金額（特定財源）を差し引いた額に対して、県の予算の範囲内で補助金を交付しますので、市町村等補助金額を除いた額で申請してください。なお、市町村と県からの補助金額合計が補助対象経費を上回らないよう県で調整して交付します。

問 4 補助対象者の要件は？

答 1 補助対象者となる共通の要件については、以下のとおりです。

- ・申請時点で日本国籍を有し、かつ、青森県内に住所を有する方。
- ・（一社）青森県猟友会、（一社）新自由狩猟クラブ又はその他知事が認める団体（以下、「狩猟者団体」という。）の会員である方又は会員となることを確約する方。
- ・狩猟者団体が青森県内で行う有害鳥獣捕獲に従事している方又は従事することを確認する方。
- ・鳥獣保護管理法等関連法令の違反等不適切な行為を行わない方。

2 加えて、それぞれの補助対象（メニュー）ごとの要件は次の通りです。

- ① 狩猟免許事前講習会受講料補助については、令和7年度に狩猟免許事前講習会を受講し、狩猟免許試験を受験された方。
- ② 猟銃等取扱講習会（初心者講習）受講料補助については、令和7年度に第一種銃猟免許を取得し、猟銃等取扱講習会（初心者講習）を受講したうえで修了証明書の交付を受けた方。
- ③ 猟銃等取得経費補助については、令和7年度に第一種銃猟免許を取得し、猟銃等取扱講習会（初心者講習）の修了証明書の交付を受け、初めて猟銃（散弾銃）を取得するために銃砲店から購入した方で、銃の所持許可証取得時点の年齢が満59歳以下の方。

問5 中古の猟銃（散弾銃）も対象となるのか。

答 銃砲店から購入したものであれば対象となりますが、個人売買されたものは対象となりません。

問6 狩猟免許の有効期限が切れており、再度取得する場合も対象となるのか。

答 狩猟免許の更新忘れ等の諸事情により狩猟免許の有効期限が切れ、再度、狩猟免許等を取得する場合は対象となります。事前に、県自然保護課鳥獣対策グループまで御相談ください。

問7 一度廃銃した人が改めて銃の所持・購入する場合は対象となるのか。

答 一度廃銃された方が申請される場合、対象となりません。

問8 申請期間や申請方法は？

答 申請期間及び申請方法は現在調整中であり、決定次第、HP等でお知らせします。

問 9 申請時に添付する書類は？

答 令和 7 年度青森県狩猟免許取得促進事業費補助金交付要綱で定める交付申請書に加え、補助対象経費を支出したことがわかる領収書の写し等の書類が必要となります。詳しくは、交付要綱別表 2 を御覧ください。

問 1 0 狩猟者団体の会員となることを確約しないと補助は受けられないのか。

答 受けられません。

※ ニホンジカやイノシシ等大型野生獣の有害鳥獣捕獲従事者を増やすことを目的としており、わなの狩猟免許を取得し、個人で市町村の許可を受けて有害鳥獣捕獲に従事する場合であっても、クマの錯誤捕獲による人身事故の懸念に加え、個人での止め刺しは危険性が高いことから、狩猟者団体に属し、複数人で対応することが望ましいため、本要件を定めています。

問 1 1 転勤や就職等で短期間しか有害鳥獣捕獲に従事できない可能性があるが、補助金の交付は受けられるのか。

答 個別に県自然保護課鳥獣対策グループまで御相談ください。